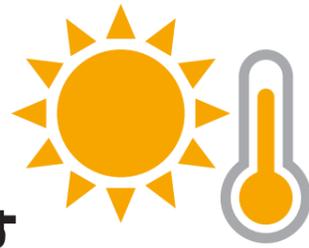




熱中症特別警戒アラートが 発表された場合に クーリングシェルターを開設します



☎環境課企画推進係 ☎28357 (市役所2階)

防災行政無線及び防災ラジオ、市ホームページ、市公式 SNS 等によって「熱中症特別警戒アラート」の発表をお知らせします。

自宅にエアコン等があり、涼しい環境が確保できる際には、クーリングシェルターへの来訪は必要ありません。不要不急の外出を控えましょう。

クーリングシェルターとは？

熱中症にかかることのないよう、誰でも休憩できる冷房の効いた施設のことです。



■設置期間・時間

6～9月で、熱中症特別警戒アラート発表中の開庁・開館時間内
※状況に応じて期間延長の場合あり。

市の指定施設は、市ホームページをご確認ください▶



熱中症一時休憩所のご案内

9月末まで、「熱中症一時休憩所」を設置しています。休憩所設置機関が開所している時間に、誰でも休憩できますので、積極的にご活用ください。

■公共機関の熱中症一時休憩所

- ・市役所本庁、別館 ・アオーゼ ・ウェルピア
- ・各振興局、各振興センター、各地区公民館
- ・大山文化センター ・西部振興局 ・西部保健所

※民間施設の一時休憩所は、6月から大分県ホームページで公開予定です。



☎健康保険課健康支援係

☎243000 (ウェルピア)

参加無料 託児あり

日田のまちづくりに興味のある皆さん、お気軽にご参加ください

まちづくり活動交流会

市の事業を活用してまちづくりを行う活動団体の取組を共有！

まちづくりに興味がある皆さんとの交流会です

新たなチャレンジのヒントあり
新たな仲間との出会いあり
どうぞご参加ください

日時：6月24日(火)
午後6時30分～8時30分
場所：アオーゼ 多目的ホール



◀ 6月23日(月)までに電子申請で申込み
※託児希望の場合は6月16日(月)まで。



◀ 詳細はこちら

☎地域振興課地域活動支援係
☎27515 (市役所6階)

お知らせ

日田市都市計画マスタープラン中間見直しに係る
「地区別懇談会」を開催します



「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法に基づいて、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めたものです。平成25年3月に策定した「日田市都市計画マスタープラン」は、“おおむね20年後における都市のあるべき姿”を目標としており、策定から約10年の経過による進捗や社会経済状況の変化、上位計画との整合等を図るため、中間見直しに着手しています。

そこで、住民の皆さんからの意見を伺うため、「地区別懇談会」を下記のとおり開催します。是非、ご来場ください。

開催日	地区	ところ
6月	4日(水)	小野 小野公民館 集会室
	6日(金)	大鶴 大鶴公民館 集会室
	9日(月)	光岡 光岡公民館 集会室
	13日(金)	五和 五和公民館 集会室
	30日(月)	夜明 夜明公民館 集会室

▶とき 午後7時～8時(予定)
※予約の必要はありません。

開催日	地区	ところ
7月	3日(木)	高瀬 高瀬公民館 集会室
	8日(火)	前津江 前津江振興局 大会議室
	9日(水)	三芳 三芳公民館 集会室
	10日(木)	中津江 中津江振興局 1階会議室
	17日(木)	若宮 若宮公民館 集会室
	22日(火)	上津江 上津江振興局 第2・3会議室
	25日(金)	日隈 日隈公民館 集会室
	29日(火)	大山 大山振興局 大会議室
	31日(木)	桂林 桂林公民館 集会室

☎都市整備課都市計画係 ☎28217 (市役所5階)

募集

空き店舗や空き家などを使って
新規創業や事業を拡大する人を支援します！



空き店舗や空き家などの既存資源を有効活用し、新規創業や事業拡大などを行う人に対し、改装費用の一部を支援する「空き店舗等活用事業」の公募を行います。今年度から、日田市全域で統一した補助上限額となり、より活用しやすくなりました。事業の採択は、審査委員会を経て決定します。申請希望者は、事前に下記窓口にご相談ください。

▶補助対象者 次の全てに該当する人

- ・事業を開始する日までに、市内に住所を有する個人又は法人
- ・市税を完納している人
- ・この補助金の交付を受けてから5年以上市内で事業を継続しようとする人
- ・商工会議所、商工会、商店街その他商工団体関係者と協調して、地域の活性化及び商業の振興に取り組もうとする人

※過去に、「まちなかりノベーション推進事業」での助成を受けた人は対象外です。

▶補助対象事業

- 小売業、飲食業、生活関連サービス業、サービス業(ほかに分類されないもの)等
- ※対象とならない事業もありますので、事前にお問い合わせください。

▶補助対象経費

- 改装工事に要する経費
- ※自ら工事を行う場合は、当該工事に要する原材料費(備品購入・設置費等を除く)。
- ※居住部分の経費は除きます。

▶補助率

2分の1以内(上限額100万円)

▶事業実施期間

交付決定日～令和8年3月31日(火)

※交付決定日以前に着工した場合は申請できません。

※予算がなくなり次第終了。

▶申請方法

- 下記窓口に備付けの申請書を提出
- ※申請書は、市ホームページ(上記二次元コード)からダウンロードもできます。

☎商工労政課産業振興係 ☎28227 (市役所3階)